足利市立梁田小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月24日改訂

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、 どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではな く、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめへの取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に係わっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。

本校のいじめ防止のため以下の5つを基本姿勢として方針を策定した。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

1 いじめとは

いじめとは「児童に対して、梁田小に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことな く、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

いじめにはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①~⑧は、教職員がもつべきいじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得るものである。
- ②いじめは絶対に許されない行為である。
- ③いじめはいじめる側が悪い。いじめられる方にも悪い点があるという考え方は 間違いである
- ④いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。

- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、 一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめ防止対策組織

- 1 いじめ防止委員会(未然防止・早期発見対策)【定期開催】
 - ○年間8回、いじめアンケート実施後に、その結果を踏まえて、現状や指導について情報の交換、及び共通行動について話し合いを行う。
- 2 いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応)【随時開催】
 - ○いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、教務、児童指導主任、学習指導主任、 人権主任、を中心に養護教諭、スクールカウンセラー、該当学級担任などをメン バーとして設置する。なおメンバーは実態に応じて柔軟に対応する。必要に応じ て委員会を開催する。
- 3 緊急いじめ対策委員会~家庭や地域、関係機関と連携した組織【緊急時開催】
 - ○緊急な児童指導上の問題が発生した場合は、緊急いじめ対策委員会を開催する。 校長の指示により速やかに支援体制をつくり、対処する。緊急いじめ対策委員会 参加メンバーは以下の通りとする。

校長・教頭・教務・児童指導主任・PTA 会長・足利警察署・主任児童委員(2人)・梁田地区連合自治会会長

Ⅲ いじめ未然防止のための対策

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律 正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる学校づくりを進めることから始 まる。また教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図 るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育む ことができるように努める。

- (1) 分かる授業づくり
 - ①授業を担当するすべての教員が年に1回以上公開授業を行う。互いの授業を参観し合う機会を位置づける。そのためにすべての教職員が参観できるように時間割を組む。
- (2) 学業指導の充実
 - ①あいさつ・返事を基本に据え、帰属意識・規範意識の高い学級づくりを進 める。
 - ②授業中の規律や生活のルールの徹底に教職員全員であたる。
- (3) 人権教育の充実
 - ①人権意識の高揚
 - ②教師の不適切な認識や言動、差別的な態度について研修を行う。
- (4) 道徳教育の充実

- ①道徳性・道徳的実践力の醸成
- ②「とちぎの子どもたちへの教え」の推進
- (5) 特別活動の充実
 - ①望ましい人間関係の構築
 - ②縦割り班「青空」班活動を充実させる
- (6) 教育相談の充実
 - ①望ましい人間関係の構築

IV いじめ早期発見に関する対応

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気付きにくいところで、行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる

また児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

- 1 情報の収集
- (1) 児童の観察による気付き
- (2) 地域、保護者、児童からの相談・訴え
- (3) アンケートの実施
- (4) 各種調査の実施
- (5) 教育相談、保護者懇談の充実
- (6) 児童と過ごす時間の確保
- (7) 関係機関からの定期的情報交換
- (8) 養護教諭や心の教育相談員からの情報提供
- 2 情報の共有
- (1) 朝の打合せ、職員会議、いじめ防止委員会での情報交換
- (2) 校内研修による要配慮児童の実態把握
- (3) 職員室での情報交換
- (4) 進級時の引継ぎ

V いじめ早期解決に向けての対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

- 1 いじめ対応の基本的な流れ
- (1) いじめ情報キャッチ
 - ①「いじめ対策委員会」を招集する。

- ②いじめられた児童を徹底して守る。
- ③見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)
- (2) 正確な実態把握
 - ①当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
 - ②個々に聴き取りを行う。
 - ③関係教職員と情報を共用し、正確に把握する。
 - ④ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- (3) 指導体制、方針決定
 - ①指導のねらいを明確にする。
 - ②すべての教職員の共通理解を図る。
 - ③対応する教職員の役割分担を考える。
 - ④教育委員会、関係機関との連携を図る。
- (4) 児童への指導・支援
 - ①いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
 - ②いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中「い じめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- (5) 保護者との連携
 - ①直接会って、具体的な対策を話す。
 - ②協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- (6) 今後の対応
 - ①継続的に指導や支援を行う。
 - ②カウンセラー等の活用を含め、心のケアにあたる。
 - ③心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校経営を行う。

VI ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の We bサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

VII 重大事態への対応

重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフローチャート(別紙) に従い、学校の設置者の判断に応じる。